

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税１） 法人住民税、法人事業税：義（自動連動）（地方税２）
		② 上記以外の税目	（所得税：外）
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「整備計画」という。）の認定を受けた法人等が、認定した都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合、以下の課税の特例を受けることができる。 （１）特定建物等を取得等した場合の特別償却又は税額控除制度（オフィス減税） （２）整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度（雇用促進税制） 《要望の内容》 企業の地方移転・地方拠点の強化を促進し、地方における雇用創出等を図るため、地方における企業拠点の強化を促進する税制措置（地方拠点強化税制）の適用期限を延長（２年間）する。また、企業への地方移転等へのインセンティブを高めるため所要の拡充等を行う。 ・オフィス減税について － 税額控除率等の引上げ － 対象施設へ中古物件を追加 《関係条項》 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の四の二、第十条の五、第四十二条の十一の三、第四十二条の十二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第五号、第十七条の二 地方税法第二十三条第一項第四号、第七十二条の二十三第一項
5	担当部局		内閣府 地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和７年８月 分析対象期間：平成２７年１０月２日（※）～令和１０年３月３１日 （※本税制関連の地域再生計画の初認定日）

7	創設年度及び改正経緯	○平成 27 年度 ・創設 (1) オフィス減税の創設 (取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対する特別控除の創設) (2) (地方拠点強化税制における) 雇用促進税制の創設 (地域再生法の認定地域再生計画に基づく「整備計画」の認定事業者に対する特別控除を上乗せ措置として拡充) ○平成 28 年度 ・拡充 (雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度 (所得拡大促進税制) と重複適用を可能とする拡充) ○平成 29 年度 ・拡充 (オフィス減税の減税率について、移転型事業は 7 %、拡充型事業は 4 % (平成 27、28 年度と同水準) に維持。雇用促進税制について、無期雇用かつフルタイムに対する控除額の上乗せ。等) ○平成 30 年度 ・適用期間の延長 (2 年間) ・拡充 (移転型事業に限り支援対象地域に近畿・中部圏中心部を追加。「整備計画」認定時の雇用者増加要件を 10 人 (中小 5 人) から 5 人 (中小 2 人) とする要件緩和。等) ○令和 2 年度 ・適用期間の延長 (2 年間) ・拡充 (雇用促進税制について、移転型事業の税額控除額を 3 年間で最大 150 万円から 170 万円に拡充、企業全体の給与総額の増加に関する要件を廃止。等) ○令和 4 年度 ・適用期間の延長 (2 年間) ・拡充 (情報サービス事業部門の追加、オフィス減税の対象となる地方拠点の整備期間を 2 年以内から 3 年以内に延長。等) ○令和 6 年度 ・適用期間の延長 (2 年間) ・拡充 (商業事業部門の一部、サービス事業部門の一部を追加、事務所・研究所・研修所を新設する際に合わせて整備する子育て支援施設を対象に追加。拠点整備の期間を踏まえた適用要件の見直し。)	
8	適用又は延長期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日 (2 年間)	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業の事務所、研究所、研修所の東京 23 区から地方への全部又は一部移転や、地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用の創出等を図る。 《政策目的の根拠》 ・地域再生法 (平成 17 年法律第 24 号) 第 1 条 「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の

			地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」 ・ 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条 「地域再生を図るための計画」に掲げる事項のひとつとして、企業の地方拠点の強化に関する事業である「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」が位置づけられている ・ 地方創生 2.0 基本構想 （令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） 「地方での雇用や、地方への新たな人や資金の流れを創出するため、域外からの本社機能の移転・拡充を促す地方拠点強化税制について、制度の活用促進などによる環境整備や、制度を補完する地方公共団体等の好事例の普遍化と併せ、活用実績等の分析を踏まえた制度の見直しを検討する。」 ・ 経済財政運営と改革の基本方針 2025 （令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） 「人の流れを創出・拡大するため、若者を始め、地方移住を促す取組を強化するとともに、税制の活用も含めた環境整備による企業の地方移転や拠点拡充、（中略）を促進する」
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策 6 地方創生 施策 6 地方創生に関する施策の推進
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数（2015～2024 年度累計）：3 万人※改訂前の目標 <アウトプット> ・ 地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計（平成 27～令和 9 年度累計）：4 万人※現在の目標 ※整備計画の認定を受けた企業が対象。 <アウトカム> ・ 東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計（平成 27 年度～令和 6 年度累計）：40 万人※現在の目標 ※本制度の分析対象期間（令和 10 年 3 月 31 日まで）を鑑みた場合、

				分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、40 万人目標が平成 27 年度～令和 6 年度までのものであることから、令和 10 年 3 月 31 日まで引き伸ばし「52 万人」とすることになると想定（4 万人/1 年間）。																																																												
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本税制の適用を受けるための前提条件として、都道府県知事から認定を受けた「整備計画」においては、令和 7 年 6 月末現在で、33,052 人の雇用を地方で創出することが見込まれており、「企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する。」という政策目的に対して、直接的かつ大きく貢献している。 目標値の年度ごとの達成率は、下記「有効性等」のうち「④効果」に記載のとおり、多数の年度において 100%以上の達成率を実現しており、順調に推移している。本制度の分析対象期間（令和 10 年 3 月 31 日まで）の目標値は 4 万人であることから、令和 7 年 6 月末時点で約 82.6%を達成しているため、計画の達成が見込まれる。 また、アウトカムとしては、東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計については、平成 27 年 10 月～令和 6 年 6 月現在で 448,282 人(推計値)となっており、当初に設定した目標は達成しており、前回想定した目標（令和 8 年 3 月 31 日までに 44 万人）についても達成していると推計される。																																																												
10	有効性等	①	適用数	<適用件数> ○オフィス減税 <table><tr><td></td><td>平成 27 年度</td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td><td>令和 3 年度</td></tr><tr><td>特別償却</td><td>2 件</td><td>4 件</td><td>7 件</td><td>5 件</td><td>13 件</td><td>7 件</td><td>7 件</td></tr><tr><td>税額控除</td><td>2 件</td><td>16 件</td><td>24 件</td><td>19 件</td><td>27 件</td><td>27 件</td><td>19 件</td></tr><tr><td>合計</td><td>4 件</td><td>20 件</td><td>31 件</td><td>24 件</td><td>40 件</td><td>34 件</td><td>26 件</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td><td>令和 7 年度</td><td>令和 8 年度</td><td>令和 9 年度</td></tr><tr><td>特別償却</td><td>5 件</td><td>10 件</td><td>5 件</td><td>11 件</td><td>9 件</td><td>9 件</td></tr><tr><td>税額控除</td><td>29 件</td><td>25 件</td><td>23 件</td><td>30 件</td><td>25 件</td><td>25 件</td></tr><tr><td>合計</td><td>34 件</td><td>35 件</td><td>25 件</td><td>41 件</td><td>34 件</td><td>34 件</td></tr></table>		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	特別償却	2 件	4 件	7 件	5 件	13 件	7 件	7 件	税額控除	2 件	16 件	24 件	19 件	27 件	27 件	19 件	合計	4 件	20 件	31 件	24 件	40 件	34 件	26 件		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	特別償却	5 件	10 件	5 件	11 件	9 件	9 件	税額控除	29 件	25 件	23 件	30 件	25 件	25 件	合計	34 件	35 件	25 件	41 件	34 件	34 件
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度																																																									
特別償却	2 件	4 件	7 件	5 件	13 件	7 件	7 件																																																									
税額控除	2 件	16 件	24 件	19 件	27 件	27 件	19 件																																																									
合計	4 件	20 件	31 件	24 件	40 件	34 件	26 件																																																									
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度																																																										
特別償却	5 件	10 件	5 件	11 件	9 件	9 件																																																										
税額控除	29 件	25 件	23 件	30 件	25 件	25 件																																																										
合計	34 件	35 件	25 件	41 件	34 件	34 件																																																										

平成 27
年度

平成 28
年度

平成 29
年度

平成 30
年度

令和元
年度

令和 2
年度

令和 3
年度

税額
控除

7 件

5 件

7 件

9 件

7 件

10 件

4 件

合計

7 件

5 件

7 件

9 件

7 件

10 件

4 件

令和 4
年度

令和 5
年度

令和 6
年度

令和 7
年度

令和 8
年度

令和 9
年度

税額
控除

7 件

6 件

3 件

4 件

4 件

4 件

合計

7 件

6 件

3 件

4 件

4 件

4 件

【算定根拠】

・ オフィス減税

平成 27～令和 5 年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、令和 6 年度以降：認定取得企業からの実施報告及び過去の適用実績をもとに推計（別紙 1 参照）

・ 雇用促進税制

平成 27～令和 5 年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」記載の適用件数のうち税額控除実施法人に係る基本控除の適用件数を記載（上乗せ件数は記載していない）、令和 6 年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計。（別紙 2 参照）

※（移転型企業に係る上乗せ措置）

※令和 8 年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和 8 年度税制改正要望における制度の拡充等による効果は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。

② 適用額

○オフィス減税

平成 27
年度

平成 28
年度

平成 29
年度

平成 30
年度

令和元
年度

令和 2
年度

令和 3
年度

損金
算入
額

300,897
千円

137,268
千円

280,514
千円

197,049
千円

517,799
千円

534,705
千円

358,604
千円

税額
控除
額

79,363
千円

1,550,067
千円

1,466,314
千円

680,278
千円

895,747
千円

730,522
千円

1,294,477
千円

合計

380,260
千円

1,687,335
千円

1,746,828
千円

877,327
千円

1,413,546
千円

1,265,227
千円

1,653,081
千円

○雇用促進税制

③ 減収額

○オフィス減税

	特別償却・税額控除	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
国税 (法人税)	特別償却	69.8 百万円	31.8 百万円	65.1 百万円	45.7 百万円
	税額控除	79.3 百万円	1550.1 百万円	1466.3 百万円	680.3 百万円
地方税	-	27.8 百万円	14.1 百万円	27.0 百万円	20.3 百万円
法人 住民税	-	10.3 百万円	5.6 百万円	13.1 百万円	8.1 百万円
法人 事業税	-	17.5 百万円	8.5 百万円	13.9 百万円	12.2 百万円
計	-	177.0 百万円	1,596.0 百万円	1,558.4 百万円	746.3 百万円

	特別償却・税額控除	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
国税 (法人税)	特別償却	120.1 百万円	124.0 百万円	83.1 百万円	80.4 百万円
	税額控除	895.7 百万円	730.5 百万円	1294.5 百万円	933.4 百万円
地方税	-	47.1 百万円	38.2 百万円	34.3 百万円	31.4 百万円
法人 住民税	-	19.0 百万円	20.6 百万円	11.3 百万円	14.8 百万円
法人 事業税	-	28.1 百万円	17.6 百万円	23.0 百万円	16.6 百万円
計	-	1,063.0 百万円	892.8 百万円	1411.9 百万円	1045.2 百万円

	特別償却・税額控除	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
国税 (法人税)	特別償却	329.7 百万円	50.3 百万円	13.1 百万円	131.0 百万円
	税額控除	649.0 百万円	2,313.1 百万円	1,636.6 百万円	1,532.9 百万円
地方税	-	119.4 百万円	168.8 百万円	116.4 百万円	125.2 百万円
法人 住民税	-	26.1 百万円	165.4 百万円	115.5 百万円	116.5 百万円
法人 事業税	-	93.3 百万円	3.3 百万円	0.9 百万円	8.8 百万円
計	-	1098.1 百万円	2,532.2 百万円	1,766.1 百万円	1,914.4 百万円

○雇用促進税制

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
国税 (法人税)	3.0 百万円	10.5 百万円	9.9 百万円	15.9 百万円	23.3 百万円	12.1 百万円
地方税 (法人住民 税)	0.2 百万円	0.8 百万円	0.6 百万円	1.1 百万円	1.6 百万円	0.8 百万円
計	3.2 百万円	11.3 百万円	10.5 百万円	17.0 百万円	24.9 百万円	12.9 百万円

	令和 9 年度
国税 (法人税)	12.1 百万円
地方税 (法人住民 税)	0.8 百万円
計	12.9 百万円

- ・ オフィス減税について

令和6年度以降は、国税は認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計。地方税は「地方法人二税に係る減収額算定方

			法について（総務省）」に基づいて推計。（別紙 1 参照） ※令和 8 年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和 8 年度税制改正要望における制度の拡充等による効果は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。 ・雇用促進税制について 国税は、平成 27～令和 5 年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」）、令和 6 年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計（別紙 2 参照）。 地方税は、令和元年度～令和 5 年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）」をもとに記載し、令和 6 年度以降は、「地方法人二税に係る減収額算定方法について（総務省）」に基づいて推計（別紙 2 参照）。平成 30 年度以前は旧雇用促進税に係る適用実績が含まれていると思料されるため、令和元年度～3 年度の国税と地方税の比の平均値を国税に乗じて推計した値を記載（別紙 2 参照）。 優遇措置は税額控除のみであり、法人の所得に影響しないことから、法人事業税には影響を与えない。 ※令和 8 年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和 8 年度税制改正要望における制度の拡充等による効果は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。
		④ 効果	《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》 アウトプット達成目標である「地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計（2015～2027 年度累計）：4 万人」という達成目標に対して、令和 7 年 6 月末現在で、33,052 人の雇用を地方で創出することが見込まれており、すでに達成目標の 8 割以上を実現している。 また、アウトカム達成目標である東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計については、平成 27 年 10 月～令和 6 年 6 月までにおいて、東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計（平成 27 年度～令和 6 年度累計）は目標 40 万人に対して、令和 6 年 6 月現在で、448,282 人（推計値）となっており、当初に設定した目標は達成している。また、前回想定した目標（令和 8 年 3 月 31 日までに 44 万人）についても達成していると推計される。 この雇用創出数は、「企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する。」という政策目的に対して、直接的かつ大きく貢献するものである。 ○所期の目標の達成状況、達成目標の変更理由 前々回の政策評価時（令和 3 年度）においては、達成目標に「地域再生法に基づく認定を受けた「整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」（2015～2024 年度累計）：3 万人」にしていた。しかし、令和 4 年にデジタル田園都市国家構想総合戦略（令和 4 年 12 月 23 日閣議決定）を策定する際、令和 4 年 10 月末時点で 25,055 人の実績が挙がっており、目標達成が 1 年早まることが見込まれたため、目標達成年限を 2024 年から 2027 年に延長し、増加数も従前の達成目標よりももう一歩高くすべく、「地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計（前回達成目標から平易な表現に変更したが、内容変更は無い）：4

			万人」に上方修正を行った。 加えて将来的な効果見込みとして、過去 10 年間に創出した雇用数の平均は 3,000 人を超過（約 3,232 人）している。同様のペースで進捗すれば、目標値達成のために必要な年度平均の雇用創出数は「3,077 人」であることから目標達成は十分期待できる。他方で、地方における人材採用の厳しさは根本的に変わっておらず、足下の状況を踏まえた制度の不断の見直しを引き続き図ることで、政策目的の達成を図るべきであると認識している。 また、前回の政策評価時（令和 5 年度）においては、「地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計：4 万人」をアウトプットし、アウトカムとして「企業の本社機能を有する事務所等の東京 23 区から地方への移転又は地方拠点の拡充を通じて、地方において雇用を創出する」という政策目標の実現に向け、新たにデジタル田園都市国家構想総合戦略（令和 4 年 12 月 23 日閣議決定）に掲げられた「東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計：40 万人」を設定した。 加えて将来的な見込みとして、直近のデータがある令和 6 年度（～6 月）までに創出した従業者数は合計で 448,282 人（推計値）となっており、通年で集計している平成 28 年度～令和 5 年度の年平均は約 52,000 人となっている。同様のペースで進捗すれば、目標年限（13 年間の目標値※）の目標達成のために必要な年度平均の雇用創出数は 40,000 人であることから目標達成は十分期待できる。 ※ 現在の本税制の目標値は令和 6 年度末までにしているが、当該評価書の分析期間は令和 10 年 3 月末までの 13 年間となっていることから、仮に算出したもの。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 ・都道府県知事の認定を受けた整備計画（令和 7 年 6 月末時点）を内閣府集計
			《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 アウトプット達成目標に掲げた「地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計」は、企業が地方拠点強化税制において特定業務施設の整備にかかった建物取得価額等の租税特別措置の適用を受けるための前提条件として、都道府県知事から事前に「整備計画」の認定を受けることが義務付けられている。従って、達成目標の実現には本税制が深く関与しており、「整備計画」において確実に雇用創出数を増やしている。また、本税制の政策効果に関する調査によると、整備計画の認定事業者のうち「東京圏へ移転・拠点拡充した可能性がある」、「中部圏・近畿圏へ移転・拠点拡充した可能性がある」、「本税制が無ければ本社移転を実施しなかった、もしくは規模を縮小した可能性がある」とした回答は 27.1%であり、アウトプット目標に対する本税制の直接的な効果であると言える。 アウトカム指標に掲げた「東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計」については、制度創設前と創設後における本社等の従業員数を比較し、増加分を推計すると 10 年間で累計 103,087 人の増加となる。うち、本税制の対象となる本社機能に従事する従業員増加数は累計 34,122 人と推計され、税制が拠点の移転・拡充の経営判断に影響があった事業者による雇用創出数（9,013 人）をもとに、寄与度を算出す

ると、アウトカム指標に対する本税制の直接的な効果は26.4%と推計される。

それに加え、オフィスの新增設に係る設備投資が行われることで、建設業以外の様々な部門に経済的な波及効果を及ぼす。具体的には、平成27年度から令和7年度までになされたオフィス整備のための設備投資見込額に、非住宅建築の生産誘発係数を勘案して試算した結果、合計5,798億円を超える経済波及効果が見込まれる。

○設備投資に伴う経済波及効果

年度	設備投資に伴う経済波及効果
平成27年度	7,586 百万円
平成28年度	75,471 百万円
平成29年度	33,621 百万円
平成30年度	33,621 百万円
令和元年度	47,546 百万円
令和2年度	40,377 百万円
令和3年度	40,233 百万円
令和4年度	62,351 百万円
令和5年度	46,527 百万円
令和6年度	73,436 百万円
令和7年度	82,090 百万円
合計	579,873 百万円

<アウトプット>

「整備計画」の認定状況等（令和7年6月末時点）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
認定整備 計画数	77 件	79 件	71 件	101 件	76 件	70 件	68 件	83 件	73 件	65 件
認定整備計画 における雇用 創出数	4,421 人	3,214 人	2,793 人	3,499 人	1,344 人	3,122 人	5,815 人	2,180 人	4,424 人	1,562 人
目標値の 達成率	143.7 %	104.5 %	90.8 %	113.7 %	43.6 %	101.5 %	190.0 %	70.8 %	143.8 %	50.8 %
雇用促進 計画受付 件数	25 件	47 件	62 件	60 件	44 件	55 件	52 件	54 件	56 件	41 件

		令和 7 年度	累計
	認定整備計画数	16 件	779 件
	認定整備計画における雇用創出数	678 人	33,052 人
	目標値の達成率	22.0%	82.6%
	雇用促進計画受付件数	39 件	535 件

<アウトカム>
東京圏外で新設された本社等の従業者数

	平成 27 年 (10 月～)	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年（推計値）	令和 4 年（推計値）	令和 5 年（推計値）
従業者数	11,138 人	45,185 人	63,937 人	55,484 人	53,942 人	46,123 人	53,710 人	52,276 人	44,766 人

	令和 6 年（6 月まで） （推計値）								累計
従業者数	21,721 人								448,282 人

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】

- ・アウトプットに対する直接的効果
整備計画の認定事業者向けに実施した調査より内閣府集計。
- ・アウトカムに対する直接的効果（別紙 3 参照）
- ・設備投資に伴う経済波及効果

オフィス減税の適用が見込まれる設備投資見込額（出典：租税特別措置（法人税関係）の利用状況調査）に、非住宅建築の生産誘発係数 1.90495767444473（出典：平成 27 年建設部門分析用産業連関表）を乗じて算出。

- ・「整備計画」の認定状況等

令和 7 年度に関して、認定整備計画数は令和 7 年 7 月 15 日までに都

			道府県から報告があったもの、雇用促進計画受付件数は令和7年8月1日までに労働局から報告のあったもの。 ※目標値の達成率は、上記「13年間」で雇用創出数を「4万人」とする目標値を1年ごとに単純に割り振り、年間の目標値を雇用創出数「3,077人」として試算。 ※令和3年度の達成目標は「10年間」で雇用創出数を「3万人」、年間の目標値は「3,000人」だった。しかし、それよりももう一步高い達成目標である4万人、年間の目標値は「3,077人」とし、従来よりも年間77人増の達成目標に変更した。 ・平成27年度から令和2年度までは、令和3年度経済センサス-活動調査を用いて試算（常用雇用者割合（常用雇用者/従業者数）を乗じて算出）。また、令和3年度以降は、令和6年度経済センサス-基礎調査（都道府県別従業員数）に令和3年度経済センサス-活動調査から算出した、都道府県ごとの直近4年間における開設年度別従業員割合及び、本社割合を乗じることで推計した（別紙3参照）。 ・平成27年1月～12月については、51,559人であるが、常用雇用者数割合0.8641を乗じ、制度創設以降の効果（平成27年10月～12月）とするため、3/12を乗じて、11,138人と推計。 《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 「整備計画」の認定を受けた企業のうち、実際に整備事業を進めていく過程で、企業内の事情変更や財務状況（利益法人でなくなる）等の各種要因により本税制の適用要件を満たすことが困難となり、利用を断念した事例が「整備計画」の認定を受けた企業による実績報告にも見られる。これが、「整備計画」の認定実績と比較して、本税制の適用件数や適用額が少ない要因の一つと考えられる。 また、企業の移転・拡充に際しては、検討開始から立地場所の選定や社内合意など、「整備計画」の認定以前に一定の期間を要することが見込まれる。加えて「整備計画」の認定後も、建物等の取得や新規雇用者の採用等に時間がかかること、また建物等の供用が開始されたのち実際に税制の適用を受けるためには当該事業会計年度終了時まで待つ必要があることなどから、税制の適用に当たっても一定の期間を要する。こうした時間的なずれが必然的に生じることについても、念頭に置く必要がある。 なお、政策評価の観点から、本税制（特に雇用促進税制）の適用実績件数及び将来の適用見込み件数が僅少ではないか、との指摘があるが、重要なことは税制の活用増加自体を目的化することではなく、政策的な目標である「地方における雇用創出」にいかに関与するか、であると考えている。つまり、本税制が企業にとっての地方移転等のインセンティブとなることで企業が地方移転を決定し、実行した結果として、諸々の要因（上記のように、結果的に決算が赤字であった、一部要件を満たせなかった、等）により税制自体は活用できなかったとしても、本税制を呼び水として、「企業が地方において、実際に雇用を創出している」という事実には違いはない。実際に、上記で説明したとおり、既に目標値の8割以上を達成するなど、本税制は順調な成果を挙げている。従って、適用実績及び見込み件数の数値が低いからといって、必ずしも政策目的の達成に効果を挙げていないわけではない（むしろ、少ない出費（＝減収額）でもって、大きな政策効果を発揮している）と認識している。 財務省の適用実態調査における「地方活力向上地域等において特定
--	--	--	--

			建物等を取得した場合の法人税額の特別控除」の令和5年度における上位10社の適用額合計の割合は95.8%である。この原因としては、財務省の法人税関係特別措置別高額適用額によれば、第1順位～第4順位の適用額が約571,813千円となっており適用額全体の88.1%を占めていることが挙げられる。 本税制は企業規模に制限を設けておらず、幅広い規模、業種の企業が税制適用を受けることができる。このため、「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除」は、大型案件が出ると法人税額の適用金額が上がってしまうが、雇用創出効果も相対的には大きい。 また、「適用実態調査」の「主な適用業種及び業種別割合」からも、業種に偏りが無いことが確認でき、特定の企業のみ裨益しているわけではない。 これらの適用実態を踏まえ、目標達成のために最低限必要な雇用創出数（年度平均で3,077人）をクリアしており、アウトカム達成目標である、東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計（平成27年度～令和6年度累計）は目標40万人に対して、令和6年6月現在で448,282（推計値）人となっており、目標を達成しており、想定する目標（令和10年3月末までに52万人）についても現在のペースで推移した場合に目標達成が見込めることから、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であったと認識している。 ※財務省 法人関係特別措置別高額適用額 第1順位 328,597千円 第2順位 130,463千円 第3順位 68,842千円 第4順位 43,911千円 第5順位 14,208千円
		⑤ 税込減を是認する理由等	本税制を適用した企業が地方に移転し、同地で経済活動を行うことで、その収益は、税金というかたちで地方公共団体に直接還元される。また企業が同地において新規雇用を拡大させる、あるいは転勤に伴い他地域からの家族ぐるみの移住をもたらすことで、同地の人口流出に歯止めをかけ、さらに住民の消費活動により同地の経済が活発化するという好循環を生み出す。このように、経済・雇用の両面において、地方公共団体は本税制の効果に直接裨益することとなる。 さらに、上記のオフィス整備に係る経済波及効果579,873百万円を鑑みると、経済的に見ても、税金減を大きく上回る効果を挙げている。 これらの効果を総合的に勘案して、本税制の税金減を是認することは妥当であると考えられる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地域再生法は「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」ことを目的としている。 本税制が対象とする企業の地方移転等は、都道府県が策定し国が認定する「地域再生計画」に基づいて企業が作成し、都道府県知事が認定する「整備計画」に基づくものである。 したがって、本税制が無差別に適用されることはなく、当該「整備計画」に基づく企業の地方移転等を国が支援することは、地域再生法の目的に照らしても整合的かつ妥当である。 また、租税特別措置による支援は、採択時期や予算額によって支援

			対象が制限される補助金による支援に比べると、より公平な支援措置である。 加えて、本税制の政策目的である「地方において雇用を創出する」という観点では、もちろん補助金によって企業行動を促進することも効果的であると考えられるが、上記のとおり、補助金には必ず予算枠の制限があり、全く同じ条件のもとで同数の雇用を創出する予定の企業であっても、予算の執行状況によっては適用の有無が分かれる可能性があり、企業にとって十分なインセンティブとならない（補助金の枠がなくなれば、インセンティブとして機能し得ない）。その点、税制優遇措置であれば、一定期間内に、同じ要件を満たしさえすれば、どの企業であっても適用を受けることが可能である。こうした観点から、企業に対して地方移転・地方における雇用創出のインセンティブを高める上では、税制優遇措置の方が補助金よりも効果が高いと考えられる。また、地方に雇用が創出されるのであれば、特に企業の規模・業種・業態等を制限する必然性がない。予算枠の制限から、企業の規模・業種・業態等を制限・特化する必要性のある補助金と異なり、税制優遇措置であれば広く様々な規模・業種・業態の企業を対象とすることができるという点でも、税制優遇措置によることが適切かつ効果的であると考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	企業の地方移転・地方拠点の強化を推進するため、本税制のほかに活用可能な支援制度として、「債務保証制度」、「融資制度」、「地方税に対する減収補填」がある。 債務保証制度は、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において、認定事業者が特定業務施設を整備するために必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務の保証を（独）中小企業基盤整備機構が行うもの。 融資制度は、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において、認定事業者（中小企業者）の設備・運転に必要な資金の長期かつ固定金利での融資を（株）日本政策金融公庫が行うもの。 地方税に対する減収補填は、財政力指数が一定未満の地方公共団体であっても、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において認定事業者が整備した特定業務施設に係る地方税（事業税、固定資産税、不動産取得税）について、他の地方公共団体並に課税免除又は不均一課税の措置が講じられるよう、その減収額の一部を補填するもの。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制は、企業の地方移転・地方拠点の強化を促進することにより、地方において雇用を創出することを目的としている。 本税制を適用した企業が地方に移転し、同地で経済活動を行うことで、その収益は、税収というかたちで地方公共団体に直接還元される。また企業が同地において新規雇用を拡大させる、あるいは転勤に伴い他地域からの家族ぐるみの移住をもたらすことで、同地の人口流出に歯止めをかけ、さらに住民の消費活動により同地の経済が活発化するという好循環を生み出す。 このように、経済・雇用の両面において、地方公共団体は本税制の効果に直接裨益することとなるため、協力する相当性がある。

				なお、多数の地方公共団体及び団体（全国知事会等）より、令和８年度税制改正要望に向けて本税制の延長及び拡充に関する提言を受け取っていることから、本税制は多くの地方公共団体にとって望ましいものであることが証明される。
12	有識者の見解			—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和５年８月（R5 内閣 01）